



ぜひ、一度使ってみませんか？

マイナンバーカードの組合員証(保険証)利用

1 データに基づく最適な医療が受けられる

- ・自身のお薬の履歴や過去の特定健診の情報等の提供に同意すると、過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され、データに基づいた総合的な診断や重複する投薬を回避した処方を受けられるようになります。

2 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

- ・限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが確実に免除されます。

3 マイナンバーカードの健康保険証利用の運用を開始している医療機関・薬局

- ・運用開始施設は総施設数の88.5%（準備完了施設は総施設数の91.3%）（令和5年10月22日現在）

〔 現在、利用できる医療機関・薬局は、厚生労働省HP を参照
https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16743.html 〕



マイナンバーカードを共済組合員証として利用するための登録がまだの方は、[STEP2.]の手続きをお願いします。

（まだマイナンバーカードを取得されていない組合員及び被扶養者の方におかれましては、マイナンバーカードを取得[STEP1.]をするとともに、共済組合員証としてご利用されますようお願いいたします。）

手続きの詳細は、以下のURLをご覧ください。

（ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html ）

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
（パソコン・スマートフォンから）
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを 共済組合員証として登録

■利用登録の方法

- ① 「マイナポータル」から行う
- ② セブン銀行ATMから行う
- ③ 医療機関・薬局の受付で行う

